IK INABATA & CO., LTD.
www.inabata.co.jp

第158回
定時株主総会招集ご通知

▶**日時**　2019年６月25日（火曜日）
午前10時

▶**場所**　大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル９階　当社会議室
末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

▶**決議事項**

第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　監査役補欠者２名選任の件
第３号議案　当社株式の大規模買付行為への
対応方針の継続承認の件

稲畑産業株式会社

証券コード　8098

▶**目次**

第158回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 3
《添付書類》
事業報告 …… 27
連結計算書類 …… 51
計算書類 …… 54
監査報告 …… 57

証券コード　８０９８
２０１９年６月３日

株　主　各　位

大阪市中央区南船場一丁目15番14号
稲畑産業株式会社
取締役社長　稲　畑　勝　太　郎

第158回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第158回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2019年６月24日（月曜日）午後５時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月25日（火曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル９階　当社会議室　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
※ なお、9階会議室が満席となった場合は、当社内の第2会場をご案内させていただきますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

３．目的事項
報告事項
１．第158期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第158期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　監査役補欠者２名選任の件
第３号議案　当社株式の大規模買付行為への対応方針の継続承認の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、お知らせします。
◎本総会の決議内容につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
※当社ウェブサイト　https://www.inabata.co.jp

議決権行使についてのご案内

株主総会に当日ご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第158回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参いただきますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席願えない場合

■書面（議決権行使書）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、書面（議決権行使書）による議決権行使における各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の表示があったものとさせていただきます。

行使期限｜2019年６月24日（月曜日）午後５時10分 到着

■インターネット等による議決権の行使

当社の指定するインターネット上の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）より、行使期限までに議決権をご行使ください。
（ご不明な点は、61ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。）

行使期限｜2019年６月24日（月曜日）午後５時10分 まで

二重に議決権をご行使された場合の取扱い

書面とインターネット等により二重に議決権をご行使された場合	インターネット等により複数回またはパソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合
インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。	最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（９名）は、任期満了となります。
つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	取締役会への出席状況（2018年度）	取締役在任年数（本総会終結時）
1	再任 稲畑勝太郎（いなばたかつたろう）	代表取締役社長執行役員	17回／17回	24年
2	再任 赤尾豊弘（あかおとよひろ）	代表取締役専務執行役員 情報電子・生活産業セグメント担当、欧米地区担当	17回／17回	9年
3	再任 横田健一（よこたけんいち）	代表取締役専務執行役員 総務広報・情報システム・財務経理・ＩＲ・業務推進・リスク管理担当、海外管理担当	17回／17回	11年
4	再任 佐藤友彦（さとうともひこ）	取締役常務執行役員 化学品セグメント担当、人事担当	17回／17回	6年
5	再任 杉山勝浩（すぎやまかつひろ）	取締役常務執行役員 情報電子セグメント担当補佐、北東アジア地区担当	17回／17回	3年
6	再任 安江範臣（やすえのりおみ）	取締役常務執行役員 合成樹脂セグメント担当、東南アジア地区担当	17回／17回	2年
7	再任 蟹澤俊行（かにさわとしゆき） 社外 独立	社外取締役	17回／17回	2年
8	新任 出口敏久（でぐちとしひさ） 社外	—	—	—
9	新任 佐藤潔（さとうきよし） 社外 独立	—	—	—

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
1	いなばた かつたろう **稲畑勝太郎** 1959年12月3日生 再任 所有する当社株式の数 76,200株 取締役会への出席状況 17回中17回(100%)	1989年１月　当社に入社 1995年６月　当社取締役 1997年６月　当社常務取締役 2003年６月　当社取締役常務執行役員 2005年４月　当社取締役専務執行役員 2005年12月　当社代表取締役社長執行役員（現在） 【取締役候補者とした理由】 稲畑勝太郎氏は1995年に取締役に就任後は常務取締役、取締役常務執行役員、取締役専務執行役員を歴任し、2005年からは代表取締役社長執行役員を務めております。同氏はこのように長年にわたり当社の経営を担っており、経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。 【取締役在任年数】24年（本総会終結時）	—
2	あかお とよひろ **赤尾豊弘** 1959年12月19日生 再任 所有する当社株式の数 15,800株 取締役会への出席状況 17回中17回(100%)	1982年４月　当社に入社 2004年６月　当社情報画像本部長 2005年６月　当社執行役員 2010年６月　当社取締役執行役員 2011年４月　当社電子機能材本部長 2012年４月　当社情報電子第一本部長・情報電子第二本部長・情報電子第三本部長 2013年４月　当社情報電子第一本部担当・情報電子第二本部担当・情報電子第三本部担当 2013年６月　当社取締役常務執行役員 2014年６月　当社化学品本部担当・生活産業本部担当 2015年６月　当社代表取締役専務執行役員（現在） 2016年４月　当社情報電子・生活産業セグメント担当、欧米地区担当（現在） 化学品セグメント担当 【取締役候補者とした理由】 赤尾豊弘氏は長年にわたり当社の主力事業のひとつである情報電子事業の責任者を務めてきました。また、経営者としては2010年に取締役に就任後は取締役常務執行役員を経て、2015年からは代表取締役専務執行役員を務めており、情報電子・生活産業セグメントを担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。 【取締役在任年数】9年（本総会終結時）	稲畑ファインテック株式会社 取締役

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
3	よこた けんいち **横田健一** 1962年11月3日生 再任 所有する当社株式の数 11,800株 取締役会への出席状況 17回中17回(100%)	1996年７月　当社に入社 2004年７月　当社財務経理室長 2005年６月　当社執行役員 2008年６月　当社取締役執行役員 経営企画室長 2009年５月　当社内部監査室担当 2009年６月　当社財務経営管理室長 2011年４月　当社経営企画室副室長 2013年４月　当社財務経営管理室担当・海外事業室副室長 2013年６月　当社リスク管理室担当 2014年６月　当社取締役常務執行役員 業務管理室担当 2016年４月　当社財務経理・IR・業務推進・リスク管理担当（現在） 海外管理担当（現在） 2016年６月　当社総務広報・情報システム担当（現在） 2017年６月　当社代表取締役専務執行役員（現在） 【取締役候補者とした理由】 横田健一氏は長年にわたり主に財務経理部門の責任者を務めてきました。また、経営者としては2008年に取締役に就任後は取締役常務執行役員を経て、2017年からは代表取締役専務執行役員を務めており、総務広報・情報システム・財務経理・IR・業務推進・リスク管理といった管理部門を担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。 【取締役在任年数】11年（本総会終結時）	—
4	さとう ともひこ **佐藤友彦** 1955年6月22日生 再任 所有する当社株式の数 21,000株 取締役会への出席状況 17回中17回(100%)	1978年４月　当社に入社 2010年６月　当社住環境本部長 2012年６月　当社執行役員 2013年６月　当社取締役執行役員 2015年６月　当社取締役常務執行役員（現在） 合成樹脂第二本部担当・住環境本部担当 2016年４月　当社住環境セグメント担当・合成樹脂セグメント担当補佐 2016年６月　当社人事担当（現在） 2017年10月　当社化学品セグメント担当（現在） 【取締役候補者とした理由】 佐藤友彦氏は長年にわたり住環境事業の責任者を務めてきました。また、経営者としては2013年に取締役に就任し、2015年からは取締役常務執行役員を務めており、化学品セグメントを担当しているほか、人事部門を担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。 【取締役在任年数】6年（本総会終結時）	—

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
5	すぎやま まさひろ **杉山勝浩** 1958年6月15日生 再任 所有する当社株式の数 7,700株 取締役会への出席状況 17回中17回(100%)	2002年 7 月　当社に入社 2010年 6 月　当社執行役員 合成樹脂第二本部長 2014年 4 月　当社情報電子第一本部長 2016年 6 月　当社取締役執行役員 2018年 6 月　当社取締役常務執行役員（現在） 情報電子セグメント担当補佐（現在） 北東アジア地区担当（現在） 【取締役候補者とした理由】 杉山勝浩氏は当社の主力事業である合成樹脂事業、情報電子事業両方で責任ある地位を務めてきました。また、経営者としては2016年に取締役に就任し、2018年からは取締役常務執行役員を務めており、情報電子セグメントを担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。 【取締役在任年数】3年（本総会終結時）	TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD. 取締役
6	やすえ のりおみ **安江範臣** 1957年3月13日生 再任 所有する当社株式の数 2,100株 取締役会への出席状況 17回中17回(100%)	1980年 4 月　当社に入社 2013年 4 月　当社合成樹脂第一本部長 2014年 4 月　当社コンパウンド統括室長 2014年 6 月　当社執行役員 2017年 6 月　当社取締役執行役員 アジア地区担当 合成樹脂セグメント担当（現在） 2018年 6 月　当社取締役常務執行役員 東南アジア地区担当（現在） 【取締役候補者とした理由】 安江範臣氏は長年にわたり当社の主力事業のひとつである合成樹脂事業で責任ある地位を務めてきました。また、経営者としては国内・海外グループ会社の社長経験があり、2017年には当社の取締役に就任し、2018年からは取締役常務執行役員を務めており、合成樹脂セグメントを担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。 【取締役在任年数】2年（本総会終結時）	—

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
7	かにさわ としゆき **蟹澤俊行** 1948年11月23日生 再任 社外取締役候補者 独立役員 所有する当社株式の数 0株 取締役会への出席状況 17回中17回(100%)	1972年４月　東京ガス株式会社に入社 2003年６月　同社執行役員 2006年４月　同社常務執行役員 2007年６月　同社取締役常務執行役員 2010年４月　同社代表取締役副社長執行役員 2012年４月　同社取締役 2012年６月　同社顧問 2012年６月　一般社団法人日本ガス協会副会長・専務理事 2017年６月　当社社外取締役（現在） 2018年４月　東京ガス株式会社 社友（現在） 【社外取締役候補者とした理由】 蟹澤俊行氏は都市ガス事業者の国内最大手でありエネルギー業界のリーディング・カンパニーの経営者として豊富な経験と幅広い見識を備えております。取締役会においては外部的視点による適切な助言をされており、当社が期待する社外取締役としての役割を十分に果たしております。このことから、同氏は当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。 【社外取締役在任年数】2年（本総会終結時）	東京ガス株式会社 社友
8	でぐち としひさ **出口敏久** 1952年1月28日生 新任 社外取締役候補者 所有する当社株式の数 0株	1990年３月　住友化学工業株式会社（現　住友化学株式会社）に入社 2006年４月　同社執行役員 2009年４月　同社常務執行役員 2011年６月　同社代表取締役常務執行役員 2012年４月　同社代表取締役専務執行役員 2017年４月　同社代表取締役副社長執行役員 2019年４月　同社取締役（現在） 【社外取締役候補者とした理由】 出口敏久氏は化学業界に精通しており、総合化学メーカーの経営者として豊富な経験と幅広い見識を備えております。取締役会においては外部的視点による適切な助言を期待しており、当社の社外取締役としての役割を十分に果たしていただけるものと考えております。このことから、同氏は当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としました。	住友化学株式会社 取締役

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
9	佐藤（さとう）　潔（きよし） 1956年4月2日生 新任 社外取締役候補者 独立役員 所有する当社株式の数 0株	1979年４月　東京エレクトロン株式会社に入社 2003年６月　同社代表取締役社長 2009年４月　同社取締役副会長 2011年６月　Tokyo Electoron Europe Ltd. 取締役会長 2013年11月　TEL Solar AG 取締役社長 2017年６月　東芝機械株式会社社外取締役（現在） 【社外取締役候補者とした理由】 佐藤　潔氏は半導体及びフラットパネルディスプレイ製造装置のリーディング・カンパニーの経営者として豊富な経験と幅広い見識を備えております。取締役会においては外部的視点による適切な助言を期待しており、当社の社外取締役としての役割を十分に果たしていただけるものと考えております。このことから、同氏は当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としました。	東芝機械株式会社 社外取締役

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．出口敏久及び佐藤　潔の両氏は、新任の取締役候補者であります。
３．蟹澤俊行、出口敏久及び佐藤　潔の各氏は、社外取締役候補者であります。
４．出口敏久氏は現在及び過去５年間において、当社の特定関係事業者である住友化学株式会社の業務執行者であります。その経歴は上記の略歴に記載のとおりであります。
５．当社は、蟹澤俊行及び佐藤　潔の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。蟹澤俊行氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、佐藤　潔氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。なお、両氏は、当社の「社外役員の独立性基準」（同基準は10ページに記載のとおりであります。）が定める独立性に関する基準を満たしております。
６．蟹澤俊行氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。また、出口敏久及び佐藤　潔の両氏につきましても、両氏の選任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。
７．「所有する当社株式の数」は2019年３月31日現在の所有株式数であります。

第２号議案　監査役補欠者２名選任の件

監査役の員数が、法令、定款に定める基準を満たさない場合に備え、あらかじめ監査役の補欠者２名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者 久保井伸和氏は現任の監査役 望月　卓氏の補欠として、候補者 村中　徹氏は現任の社外監査役 高橋慶孝氏及び森本親治氏並びに柳原克哉氏の補欠として選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位	重要な兼職の状況
1	**久保井 伸和**（くぼい のぶかず） 1962年5月26日生 所有する当社株式の数 1,100株	2001年７月　当社に入社 2013年４月　当社財務経営管理室長（現在） 2017年６月　当社執行役員（現在） 【補欠の監査役候補者とした理由】 久保井伸和氏は長年にわたり財務経理部門の責任者を務めており、また、内部統制、コンプライアンス、ガバナンスといった分野の経験もあることから、幅広い知識と見識により、客観的、積極的かつ公正な監査を行っていただけると判断し、補欠の監査役候補者としました。	―
2	**村中　徹**（むらなか とおる） 1965年6月3日生 補欠の社外監査役候補者 独立役員 所有する当社株式の数 0株	1995年４月　弁護士登録 2007年11月　弁護士法人第一法律事務所社員弁護士（現在） 2014年５月　古野電気株式会社社外監査役（現在） 2015年６月　株式会社スズケン社外監査役（現在） 2016年６月　株式会社カプコン社外取締役（現在） 【補欠の社外監査役候補者とした理由】 村中　徹氏は社外役員としての関与以外には直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しておられることから、幅広い知識と見識により、客観的、積極的かつ公正な監査を行っていただけると判断し、補欠の社外監査役候補者としました。	古野電気株式会社 社外監査役 株式会社スズケン 社外監査役 株式会社カプコン 社外取締役

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．村中　徹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．村中　徹氏は、当社の「社外役員の独立性基準」（同基準は10ページに記載のとおりであります。）が定める独立性に関する基準及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

４．村中　徹氏とは、法令、定款に定める監査役の員数を欠くことにより社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

５．「所有する当社株式の数」は2019年３月31日現在の所有株式数であります。

＜ご参考＞

1．取締役及び監査役候補者の指名の方針及び手続

当社の取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、独立社外取締役を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」が例えば候補者に対する面談などを行うことにより、中長期的な企業価値の向上に貢献できるような資質や適性を見極め、取締役会の決定に客観性、公正性、透明性が付与されるよう努めております。

また、独立社外取締役・独立社外監査役の選任については、次項２．に定める「社外役員の独立性基準」に基づき選定しております。

2．社外役員の独立性基準

当社の社外取締役及び社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、下記のいずれにも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断しております。

⑴ 現在または過去10年間において、当社及び当社の子会社の業務執行者（＊１）であった者

⑵ 過去３年間において、下記①から⑦のいずれかに該当した者

① 当社を主要な取引先とする者（＊２）またはその業務執行者

② 当社の主要な取引先（＊３）またはその業務執行者

③ 当社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ている（＊４）コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

④ 当社の主要株主（＊５）またはその業務執行者

⑤ 当社の主要な借入先（＊６）またはその業務執行者

⑥ 当社より一定額を超える寄付（＊７）を受けた者または受けた団体に所属する者

⑦ 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者

⑶ 上記⑴及び⑵に掲げる者の配偶者または二親等内の親族

⑷ 当社の社外役員としての任期が８年を超える者

（＊１）「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員または使用人をいう。

（＊２）「当社を主要な取引先とする者」とは、その者の年間連結総売上高の２％を超える支払いを、当社から受けた者をいう。

（＊３）「当社の主要な取引先」とは、当社の年間連結総売上高の２％を超える支払いを、当社に行った者をいう。

（＊４）「当社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ている」とは、役員報酬以外にその者の売上高または総収入金額の２％または1,000万円のいずれか高い方の額を超える金銭または財産を当社から得ていることをいう。

（＊５）「主要株主」とは、議決権所有割合が10％以上の株主をいう。

（＊６）「主要な借入先」とは、当社連結総資産の２％を超える借入先をいう。

（＊７）「一定額を超える寄付」とは、1,000万円を超える寄付をいう。

第３号議案　当社株式の大規模買付行為への対応方針の継続承認の件

当社は、2016年６月23日開催の当社第155回定時株主総会において株主の皆様から承認を受け、同年６月23日開催の当社取締役会において継続を決定しております「大規模買付行為への対応方針」（以下「現方針」といいます。）（有効期限は、2019年６月開催予定の当社第158回定時株主総会終了後2019年７月31日までに開催される最初の当社取締役会の終結の時まで。）につきまして、その後の情勢変化等も勘案しつつ、企業価値・株主価値向上の観点から、延長の是非も含めその在り方について継続的に検討してまいりました。

このような検討の結果、2019年５月９日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様の承認を前提として、「大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決定しました。そこで、本対応方針の重要性に鑑み、広く株主の皆様のご意見を反映させるため、本定時株主総会にご出席の株主の皆様の議決権の過半数の賛成をもってご承認いただくことをお願いするものです。なお、現方針からの主な変更点は、①大規模買付者からの当社に対する必要情報の提供期間として60日間の上限を設けたこと、②取締役会による大規模買付行為の評価期間について、当社株式の公開買付けの対価を現金とするか否かにかかわらず、90日間を上限と定めたこと、③大規模買付ルールが遵守されている場合における対抗措置の発動事由を例示列挙から限定列挙に変更したこと等です。

本議案が承認可決された場合、2019年７月31日までに開催される当社取締役会における本対応方針を継続する旨の決定により発効することとし、有効期限は2022年６月開催予定の当社第161回定時株主総会終了後2022年７月31日までに開催される最初の当社取締役会の終結の時までとなります。

なお、現在当社は、敵対的な買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み、並びに、本対応方針の内容につきましては、下記をご参照ください。

記

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としましては、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社は、グループとして、国内外に子会社54社、関連会社12社を有し、日本、東南アジア、北東アジア、米州及び欧州の５つのリージョンに跨り、情報電子、化学品、生活産業、合成樹脂、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐にわたる事業展開を行っており、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

突然に大規模な買付行為がなされた場合、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。更に、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、そ

の継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、下記Ⅲ１．をご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

なお、2019年３月31日現在の大株主の状況は別紙１のとおりであり、住友化学株式会社が当社の発行済株式の22.8％（当社保有の自己株式数を除く）を保有する筆頭株主となっており、1944年７月に同社の製造する医薬品の日本における総販売元となって以降同社とは良好な関係を保っています。しかしながら、今後、株主の皆様による株式譲渡等によって株主構成が変動するとともに当社株式の流動性が増す可能性があることや、今後の事業拡大のため新たに資本市場から資金を調達する可能性があり同社の保有割合が低下する可能性があること等に鑑みると、当社株主全体の利益を毀損する大規模買付行為がなされる可能性があると考えています。

Ⅱ　企業価値向上への取組み

当社は、企業価値を中長期的に向上させるため、2025～2030年頃の将来のありたい姿である長期ビジョン「IK Vision 2030」（※）を念頭に、以下に記載する中期経営計画をはじめとする取組みを実施しております。当社は、当社経営陣が、持続的成長に向けてガバナンス体制をより強固なものにしつつ、中期経営計画の達成を継続して目指し、その他の取組みを実行することで、当社の企業価値の向上につながるものと考えておりますが、その実効性をより高めるためには、当社株式の大規模買付行為に対して「大規模買付ルール」を事前に備えておくことが有効であり、株主共同の利益に資するものと考えます。

（※）商社としての複合機能の高度化や連結売上高１兆円以上の早期実現などを想定

１．中期経営計画「New Challenge 2020」達成への取組み

当社は、2021年３月期を最終年度とする４ヵ年の中期経営計画「New Challenge 2020」の達成に向けて、以下の６つの重点施策に取り組んでおります。これら施策を着実に実行することにより収益基盤を一層強化し、継続的な企業価値の向上に努めてまいります。

■重点施策

1. 海外事業の更なる拡大と深化
2. 成長が見込める市場・未開拓分野への注力
3. グローバルな経営情報インフラの高度化
4. 商社ビジネス拡大に向けた投資の積極化
5. 保有資産の継続的な見直しと財務体質の強化
6. グローバル人財マネジメントの確立

2．コーポレート・ガバナンス強化に向けた取組み

当社は、株主の皆様に対する経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体質を構築するために、2006年６月29日開催の第145回定時株主総会において、取締役の任期を２年から１年に短縮いたしました。

これに加え、経営の透明性・公正性を確保し取締役会の監督機能を強化するため、定時株主総会における承認を条件として、独立性の高い社外取締役を引き続き複数選任してまいります。また取締役会の実効性と透明性を高め、企業価値を向上させることを目的として、毎年取締役会評価を実施しております。分析・評価結果において認識された課題に取り組むことで、企業価値の持続的な向上に努めてまいります。

取締役会評価の実施と今後の対応については、当社ウェブサイトにおいて開示しております（https://www.inabata.co.jp）。

（参考）コーポレート・ガバナンス体制図

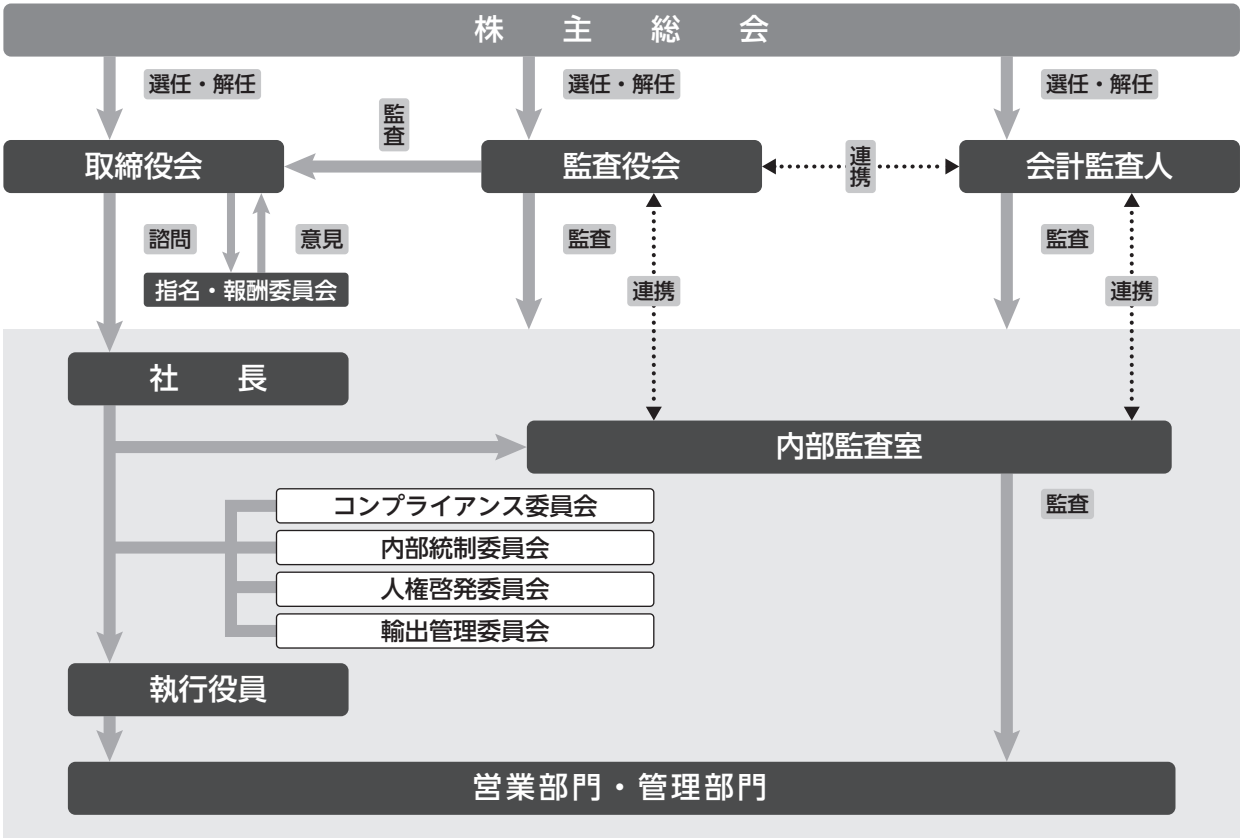

3．株主還元策について

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けております。株主の皆様への利益還元を一層重視し、株主還元をより明確な形で実施していく観点から2015年３月期より、配当政策等の基本方針を変更しております。

具体的には配当金額と自己株式取得金額をあわせた株主総還元額を基準とし、総還元性向（※）を概ね30～35%程度を目安として、あわせて今後の企業価値向上に向けての中長期的な投資額などを考慮し、総合的な判断により決定することとしております。

（※）総還元性向＝（配当金額＋自己株式取得額）÷連結純利益×100

直近２期における株主還元の状況

	2018年３月期	2019年３月期
１株当たりの配当額（円）	40円	48円
自己株式取得額	679百万円	936百万円
総還元性向	46.5%	30.0%
配当性向（参考値）	36.4%	22.7%

引き続き株主の皆様への利益還元の充実に努めてまいります。

Ⅲ　会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、Ⅰで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、特定株主グループ(注１)の議決権割合(注２)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注３)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします（本Ⅲに記載した当社株券等の大規模買付行為への対応方針を以下「本対応方針」といいます。）。

なお、当社は、本対応方針の運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、大規模買付ルールが定める、各手続きの進捗状況、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思の確認のために実施する株主総会又はそれに類する手続きによる決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について適時に情報開示を行います。

1．大規模買付ルールの内容

⑴　大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、③当社取締役会が必要かつ相当であると判断した場合又は独立委員会の勧告を受けた場合には、株主意思確認手続を経た後にのみ、大規模買付行為を開始する、というものです。

⑵　情報の提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。この際、当社取締役会は、当該大規模買付者に本必要情報のリストを交付する日（以下「本交付日」といいます。）から起算して60日間を上限とする情報提供期間（以下「本情報提供期間」といいます。）を定め、これを当該大規模買付者に告知します。

大規模買付者に当社取締役会に対して提供していただく本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。但し、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定されます。なお、大規模買付者が本必要情報の一部について提供できない場合には、当該情報を提供できない理由を具体的に示すよう大規模買付者に求めます。かかる大規模買付者による本必要情報の不提供及びその理由も、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報として評価、検討の対象とします。

① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
② 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
③ 当社株式の取得対価の算定根拠、取得に係る取引及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
④ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、基本的な経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
⑤ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員と当社との関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその基本的内容

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求め、必要に応じて、本交付日から起算して60日間を超えない範囲で本情報提供期間を延長します。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、速やかにその全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします（但し、下記（5）の株主意思の確認手続を行う場合には、大規模買付行為は、当該手続の終了後にのみ開始されるものとします。）。但し、当社取締役会は、上記の取締役会評価期間をもって、大規模買付行為に対する評価等を完了することが困難であると判断した場合には、必要に応じて、取締役会評価期間が90日間を超えない範囲で取締役会評価期間を延長します。その場合、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的な理由を大規模買付者に通知するとともに、当社株主及び投資家の皆様に開示いたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価･検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 独立委員会

当社は、当社取締役会から独立した第三者機関として独立委員会を設置し、独立委員会は、本対応方針が取締役の保身のために利用されることがないよう監視するとともに、当社の企業価値を毀損し又は破壊する買収を抑止するという働きを担います。

独立委員会の委員は３名以上とし、委員は当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足する社外取締役又は社外監査役の中から選任します。当社の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙３に記載のとおりです。また、独立委員会の概要につきましては、別紙４をご参照ください。

対抗措置の発動又は不発動は、最終的には当社取締役会の決定事項となります。取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとすることにより、取締役会の判断の公正さを確保する手段として機能するよう位置付けています。また、上記取締役会の決定に際しては、当社監査役会の賛同を得たうえで決定することとし、取締役会の判断の公正さを担保します。なお、当社の監査役は４名であり、うち３名が社外監査役となっております。

(5) 株主意思の確認手続

取締役会評価期間満了後、当社は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、株主の皆様の意思を尊重する趣旨から、当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様に判断していただくこともできるものとします。この場合、大規模買付行為は、以下の株主意思の確認手続の終了後にのみ開始されるものとします。なお、株主意思の確認手続は、①大規模買付者が提案する大規模買付行為の内容や大規模買付者から提供された本必要情報、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況、株主意思の確認手続に必要なコスト等を勘案したうえで、当社取締役会が株主意思の確認手続を行うことが必要かつ相当であると判断した場合、又は②独立委員会から、株主意思の確認手続を行うべき旨の勧告を受けた場合に行うものとします。

当社株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会又はそれに類する手続（以下「本株主総会等」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会等を開催する場合には、当該本株主総会等の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことといたします。なお、当社取締役会は、本株主総会等において議決権を行使しうる株主を確定するにあたっては、基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定し、本基準日の２週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。

① 本株主総会等において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。

② 本株主総会等による場合には、議決権を行使できる株主に対して、招集通知を本株主総会等の日の３週間前の日までに発送します。

③ 本株主総会等の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行うものとします。

当社取締役会は、本株主総会等にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会等の本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は本株主総会等の延期若しくは中止をすることができるものとします。

２．大規模買付行為が為された場合の対応方針

⑴　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合、すなわち、

１．買収目的等からみて企業価値を損なうことが明白であるもの、又は

２．買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの

である場合には、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

ここで、「１．買収目的等からみて企業価値を損なうことが明白であるもの」とは、大規模買付者が、

① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合

② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

③　会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

④　会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

のいずれか又は複数に該当することを指していますが、大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として上記例外的措置を行うことはせず、上記例外的措置は相当な場合に限って行うものとします。

また、「２．買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの」とは、大規模買付者の提示する当社株式の買取方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収）を指しています。

当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を踏まえたうえで例外的に対抗措置をとることの適否について外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会に必ず諮問することとし、かかる独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することとします。この勧告は公表することにし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会が諮問するかかる例外的な対抗措置の具体的内容については下記（２）をご参照ください。

⑵　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが期待されない事項もあること（例えば、買収後の利益等の具体的な数値等。）等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、当社取締役会が提出を求めた本必要情報の一部が大規模買付者によって提出されていないことのみをもって大規模買付者による大規模買付ルールの不遵守を認定することはしないものとします。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の可否については、外部専門家等の助言を参考にし、また、独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することとします。この勧告は公表することにし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙２に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項及び取得条件等を設けることがあります。

⑶　対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置をとることが適切でないと取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

① 新株予約権無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。

② 新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

3．株主・投資家に与える影響等

⑴　大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記２．において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

⑵　対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められた場合、又は大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。但し、当社株主の皆様が新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、当社は、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行うことがありますが、その場合には、１株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

４．本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、2022年６月開催予定の当社第161回定時株主総会終了後2022年７月31日までに開催される最初の当社取締役会の終結の時までとします。但し、本対応方針の有効期限内であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する決議が行われた場合、又は②当社取締役会において本対応方針を廃止する決議が行われた場合には、当社取締役会は、本対応方針を廃止するものとします。当社取締役会は、本対応方針を廃止することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

５．本対応方針の合理性について

⑴　本対応方針が買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2018年６月１日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則１－５．いわゆる買収防衛策」を踏まえた内容となっております。

⑵　本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

⑶　本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記Ⅰ記載のとおり、会社支配に対する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

更に、本対応方針の有効期限は３年間であるところ、その発効は当社株主の皆様の承認を前提としており、また、当社株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によって有効期限前に廃止することも可能です。また、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）や、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）ではありません。これらのことは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

⑷　本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。更に、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、独立委員会の勧告を受けた場合には、当該対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様の意思を確認するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

注１ ：特定株主グループとは、

（ⅰ） 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。） の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。） 又は、

（ⅱ） 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注２ ：議決権割合とは、

（ⅰ） 特定株主グループが、注１の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）又は、

（ⅱ） 特定株主グループが、注１の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３ ：株券等とは、同法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

以 上

別紙１

当社の大株主の状況

2019年３月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりです。

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	13,836千株	22.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,921	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,802	4.6
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口 再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	1,736	2.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	1,397	2.3
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,276	2.1
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,245	2.0
稲畑　勝雄	1,161	1.9
株式会社みずほ銀行	1,114	1.8
丸石化学品株式会社	961	1.6
合計	28,454	46.8

（注）当社が保有する自己株式数2,710,182株（ただし「株式給付信託（BBT）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式100,000株を除く）につきましては、上記の表及び持株比率の計算より除いております。

以　上

別紙2

新株予約権概要

1．新株予約権割当の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される当社の発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）総数を控除した数を上限とする。新株予約権１個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3．発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4．新株予約権の払込価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5．各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、１円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

6．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

7．新株予約権の行使の条件、取得条項及び取得の条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（住友化学株式会社及びその他当社の株券等を取得又は保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下同じ。）に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

また、取得条項及び取得条件を設けることがあり、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者と他の株主とで、取得に関し異なる取り扱いをすること、あるいは、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者が保有する新株予約権は取得の対象としないことがある。

8．新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、新株予約権の行使期間、新株予約権の取得条項その他の事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記７.の行使の条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき１株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以　上

別紙３

独立委員会の委員の氏名及び略歴

高橋　慶孝（たかはし・よしたか）　　1954年10月14日　生
略歴　1977年４月　本田技研工業株式会社入社
　　1995年４月　ﾎﾝﾀﾞ･ﾄﾗﾝｽﾐｯｼｮﾝ･ﾏﾆｭﾌｧｸﾁｬﾘﾝｸﾞ（米国）マネージャー
　　2001年６月　広州本田汽車有限公司（中国）管理部長
　　2007年４月　本田技研工業株式会社熊本製作所事業管理部部長
　　2009年６月　八千代工業株式会社　監査役（常勤）
　　2013年７月　同社　顧問
　　2014年６月　当社社外監査役（現在）

森本　親治（もりもと・しんじ）　　1952年６月27日　生
略歴　1975年11月　プライスウォーターハウス会計事務所（現PwCあらた有限責任監査法人）入所
　　1980年５月　公認会計士登録
　　1987年５月　株式会社アオキインターナショナル（現株式会社AOKIホールディングス）入社
　　1989年６月　同社常務取締役総合企画本部長
　　1998年７月　PwCビジネスコンサルティング株式会社（現日本IBM株式会社GBS事業部）入社
　　同社ディレクター流通消費財事業部長
　　2006年４月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
　　2007年７月　同法人シニア・パートナー
　　2015年１月　オフィス ビジネス インスパイア　設立　代表（現在）
　　2015年12月　株式会社ロックオン　社外取締役
　　2016年６月　当社社外監査役（現在）
　　2016年12月　株式会社ロックオン　顧問

柳原　克哉（やなぎはら・かつや）　　1968年５月14日　生
略歴　1995年４月　検事任官
　　2006年３月　検事退官
　　2006年４月　弁護士登録
　　2007年12月　弁護士法人第一法律事務所社員弁護士（現在）
　　2015年８月　株式会社Gunosy　社外取締役
　　2018年６月　当社社外監査役（現在）

以　上

別紙４

独立委員会の概要

１．構成員

当社取締役会により委任を受けた、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足する３名以上の社外取締役又は社外監査役により構成される。

２．任期

独立委員会の委員の任期は、就任後３年内に終了する事業年度に関する定時株主総会終了直後の７月31日までに開催される最初の当社取締役会の終結の時までとする。

３．決議要件

原則として、特別利害関係者を除く現任の独立委員会の委員の全員が出席し、出席独立委員会の委員の過半数をもって独立委員会の決議を行うものとする。但し、やむを得ない事情があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、出席した独立委員会の委員の過半数をもって独立委員会の決議を行うものとする。

４．決議事項その他

独立委員会は、①大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められるか否か、②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか、③対抗措置発動の必要性及び相当性並びに実施の是非、④対抗措置発動の中止等の是非、⑤株主意思の確認手続をとるか否かその他の取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて取締役会に勧告を行う。独立委員会が取締役会に対して勧告を行う場合には、理由を付さなければならない。なお、独立委員会の委員は、その職務遂行にあたっては、もっぱら当社の株主全体の利益の見地から誠実にこれを行うことを要し、自己又は第三者（当社の経営陣を含む。）の利益を図ることを目的としては行わないものとする。

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記事項を行うに際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、必要な範囲で、当社の費用をもって、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（ 2018年４月１日から
　2019年３月31日まで ）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では、政策や通商問題の動向による影響が懸念されたものの、着実に景気回復が続きました。欧州では、ユーロ圏において一部に景気の弱さもみられ、ドイツでは足踏み状態になりました。アジアでは、中国において景気が緩やかに減速に転じました。インドネシアやタイなど新興国では、景気は緩やかに回復しました。

一方、日本経済は、緩やかに景気回復が続きましたが、足元では企業の輸出や生産に弱さもみられ、通商問題等の影響による不透明感が高まりつつあります。

こうした中、当社グループの連結ベースでの売上高は、634,740百万円（対前期比2.2%増）となりました。利益面では、主力ビジネスの好調と前連結会計年度に発生した欧州子会社における太陽電池関連事業に対する貸倒引当金の計上が当連結会計年度はなかったことの影響等により、営業利益14,031百万円（同135.3%増）、経常利益14,309百万円（同124.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益12,896百万円（同91.2%増）となり、売上高及び利益はいずれも過去最高を更新しました。

事業区分別の概況は次のとおりであります。

《情報電子事業》

情報電子事業は、主要な商材の販売が概ね好調で、売上が増加しました。

液晶関連では、偏光板の販売が中国において伸長しました。偏光板原料の販売は横ばいでした。

インクジェットプリンター関連では、コンシューマー分野で新規部品の取引が好調に推移し、また産業用分野向けも新規材料取引が始まり、全体として販売が伸長しました。

複写機関連では、国内主要顧客向けの材料販売が好調に推移し、全体として販売が伸長しました。

太陽電池関連は、欧州での事業撤退に伴い関連部材の販売が大幅に減少しました。二次電池関連では、材料の販売が好調でした。

半導体関連では、装置の販売は減少しましたが、材料の販売が微増となりました。

これらの結果、売上高は217,904百万円（同1.4％増）となり、前連結会計年度に発生した欧州子会社における太陽電池関連事業に対する貸倒引当金の計上が当連結会計年度はなかったことの影響等もあり、営業利益は4,819百万円（前期は営業損失2,045百万円）となりました。

《化学品事業》

化学品事業は、塗料・インキ、製紙関連の原料販売が好調に推移し、売上が増加しました。

自動車分野では、エアバッグ向けの原料販売は低調でしたが、放熱材原料の販売が好調で、全体として横ばいでした。

樹脂原料・添加剤の原料販売は堅調でした。

塗料・インキ分野向け原料販売は、国内及び中国で好調でした。

製紙業界向け薬剤の販売は、堅調でした。

接着剤関連の原料販売は、堅調でした。

これらの結果、売上高は53,417百万円（対前期比3.6％増）となり、前連結会計年度に発生した貸倒引当金の計上が当連結会計年度はなかったことの影響もあり、営業利益は1,379百万円（同430.8％増）となりました。

《生活産業事業》

生活産業事業は、食品関連が堅調でしたが、ライフサイエンス関連の低調により、売上が減少しました。

ライフサイエンス関連では、医薬品関連において抗生物質用原料の販売が減少しました。海外では、欧州におけるライフサイエンス関連の事業が低調でした。

ホームプロダクツ分野は、日用品原料や化粧品原料の販売が横ばいでした。

食品関連では、水産品において、輸入水産加工品の販売が堅調でした。国内では寿司ネタ用水産品の販売が伸長しました。海外では、米国においてエビ・サーモンの販売が好調でした。農産品では、ブルーベリーの販売が減少しました。

これらの結果、売上高は39,046百万円（同7.9％減）となり、営業利益は1,310百万円（同31.8％減）となりました。

《合成樹脂事業》

合成樹脂事業は、自動車関連をはじめとして全般的に好調に推移し、売上が増加しました。

汎用樹脂関連では、自動車向けゴムや、食品・日用品・化粧品容器向けの樹脂の販売が伸長しました。建材・電線関連の販売は横ばいでした。

高機能樹脂関連では、自動車向けの樹脂の販売が、グローバルユーザー向けを中心に国内外共に伸長しました。東南アジアでは、自動車向けに加え、ＯＡ向けの樹脂の販売が伸長しました。

コンパウンド事業では、メキシコ拠点が改善は進むものの、利益面で苦戦しました。

フィルム関連では、コンビニ向けや飲料用の包材の販売が伸長しました。

シート関連では、工業部材用原料をはじめ全体として販売が微減となりました。

スポーツ資材関連では、グリップテープの販売が海外で好調でした。

これらの結果、売上高は300,094百万円（同4.6％増）となり、営業利益は6,341百万円（同14.4％増）となりました。

《住環境事業》

住環境事業は、環境資材関連が堅調でしたが、住宅建材関連と海外関連の低調により売上が減少しました。

環境資材関連では、木質ボード向けや非住宅分野向けの資材販売が伸長しました。

住宅建材関連では、大手ハウスメーカー向けなどの資材販売が低調でした。

海外関連では、欧州輸入材の販売や東南アジア向けインフラ案件が低調でした。

これらの結果、売上高は24,105百万円（同4.1％減）となり、営業利益は44百万円（同71.7％減）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度において、主要な設備に重要な異動はありません。また、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

⑶ 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行６行と貸出コミットメント契約を締結しております。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区　分	2015年度 第155期	2016年度 第156期	2017年度 第157期	2018年度 (当連結会計年度) 第158期
売上高 (百万円)	577,037	586,630	621,137	634,740
経常利益 (百万円)	12,257	13,672	6,374	14,309
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,510	9,687	6,744	12,896
1株当たり当期純利益	151円91銭	156円25銭	109円92銭	211円36銭
総資産 (百万円)	305,436	340,147	352,741	366,514
純資産 (百万円)	127,025	147,629	142,936	164,697
1株当たり純資産額	2,029円70銭	2,378円31銭	2,314円42銭	2,693円92銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

2. 当社は、当連結会計年度より「株式給付信託（BBT）」を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しています。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、「普通株式の期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式数に含めております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を、当連結会計年度の期首から適用し、表示方法の変更を行ったため、前連結会計年度末の総資産については、表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

4. 第155期は、アジア新興国や資源国の景気減速により弱さがみられたものの、日本経済は企業収益の回復や雇用情勢の改善が進み、緩やかに回復が進んだこと等により、売上高、営業利益は増加いたしました。一方、為替差損の計上等により経常利益は減少したものの、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益の計上等により増加いたしました。

5. 第156期は、日本経済は海外情勢の先行き不透明感の高まりなどを背景に、景気回復のテンポは緩やかなものに留まった一方で、個人消費が堅調な米国において景気回復が進み、中国をはじめとする新興国においても緩やかな景気回復が続いたこと等により、売上高、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益が増加いたしました。

6. 第157期は、世界経済は欧米では米国、ドイツ等の主要国、アジアでは中国をはじめ、インドネシア等の新興国において景気回復が続き、日本経済においても雇用情勢や企業収益の改善を背景に緩やかな景気回復が続いたこと等により、売上高は増加いたしました。一方、欧州子会社における太陽電池関連事業に対する貸倒引当金の計上等に加え、欧州子会社における中東向けインフラ関連等回収が長引いている債権に対する貸倒引当金の計上等により、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。

7. 第158期は、世界経済はユーロ圏において一部に景気の弱さがみられ、中国において景気が緩やかに減速に転じたものの、米国、インドネシアやタイなどの新興国及び日本経済は、緩やかな景気回復が続いたこともあり、主力ビジネスは好調に推移しました。また前連結会計年度に発生した欧州子会社における太陽電池関連事業に対する貸倒引当金の計上が当連結会計年度はなかったこと等により、売上高、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益が増加いたしました。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区　分	2015年度 第155期	2016年度 第156期	2017年度 第157期	2018年度 (当事業年度) 第158期
売上高 (百万円)	279,306	280,485	302,583	305,359
経常利益 (百万円)	9,849	7,472	7,629	9,395
当期純利益 (百万円)	8,147	7,884	3,662	10,699
1株当たり当期純利益	129円75銭	126円76銭	59円50銭	174円79銭
総資産 (百万円)	188,969	213,814	222,675	239,665
純資産 (百万円)	90,616	108,564	99,133	119,565
1株当たり純資産額	1,454円77銭	1,759円86銭	1,617円48銭	1,970円14銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 当社は、当事業年度より「株式給付信託（BBT）」を導入し、当該信託が保有する当社株式を個別計算書類において自己株式として計上しています。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、「普通株式の期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式数に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を、当事業年度の期首から適用し、表示方法の変更を行ったため、前事業年度末の総資産については、表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

⑸ 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社は、創業以来の社是ともいえる「愛」「敬」という人間尊重の精神に基づき、社会の発展に貢献することを「経営理念」として経営の根本に据えつつ、時代とともに変化する顧客と社会のニーズに応え、グローバルに事業を展開することにより、価値ある存在として常に進化を続けることを「当社の目指す姿＝Vision」とした経営を進めてまいります。

②中期経営計画について

当社は、2021年３月期を最終年度とする４ヵ年の中期経営計画「New Challenge2020」を策定しており、最終年度の2021年３月期に、売上高7,300億円、営業利益155億円、経常利益160億円、当期純利益120億円の達成を目指しております。当社としましては、この中期経営計画の達成に向け、以下にあげますような施策を一つずつ着実に実行し、具体的な成果をあげていくことが当面の対処すべき課題と考えております。

1.海外事業の更なる拡大と深化

2.成長が見込める市場・未開拓分野への注力

・自動車、ライフサイエンス・医療、環境・エネルギー分野へ引き続き注力

・農業を含む食品分野への新たな展開

3.グローバルな経営情報インフラの高度化

・グループ全体最適の徹底

・海外事業のマネジメントの高度化と標準化

4.商社ビジネス拡大に向けた投資の積極化

5.保有資産の継続的な見直しと財務体質の強化

6.グローバル人財マネジメントの確立

当社としましては、これらの施策を着実に実行することにより、収益基盤を一層強化し、継続的な企業価値の向上に努めていく所存であります。

⑹ 企業集団の主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社グループの主要な事業及び主要商品は次のとおりです。

事業区分	主要商品
情報電子	半導体・液晶材料、機械装置類、複写機・プリンター用染顔料、エレクトロニクス業界向け材料
化学品	自動車部品原料、樹脂・ゴム用原料、塗料・インキ・接着剤原料、製紙用薬剤、染料・染織資材
生活産業	医農薬原料、ファインケミカル、殺虫剤・トイレタリー原料、機能性食品原料、水産物、農産物、澱粉類
合成樹脂	汎用樹脂、エンジニアリングプラスチックス、各種フィルム製品
住環境	木材、集成材、木質系建材、住宅機器、住宅設備関連資材

⑺ 企業集団の主要拠点等（2019年３月31日現在）

当社	大阪本社：大阪市中央区、東京本社：東京都中央区
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	シンガポール
INABATA THAI CO.,LTD.	タイ　バンコク
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	中国　香港
SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.	中国　上海
TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD.	台湾
INABATA AMERICA CORPORATION	アメリカ　ニューヨーク、ロサンゼルス、デトロイト
稲畑ファインテック株式会社	大阪市中央区

⑻ 従業員の状況（2019年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）
情報電子	348
化学品	394
生活産業	183
合成樹脂	3,042
住環境	36
その他	－
全社（共通）	181
合計	4,184

（注）1．従業員数は就業人員であります。
2．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
511名	+3名	41歳1ヶ月	14年0ヶ月

（注） 従業員数は出向者を除き、受入出向者を含めて記載しております。

⑼ 重要な子会社の状況（2019年３月31日現在）

会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	23,500千米ドル	100.0%	合成樹脂・化成品・半導体関連機器等の輸出入及び販売
INABATA THAI CO.,LTD.	449,400千バーツ	100.0	合成樹脂製品・化学品・食品等の輸出入及び販売
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	317,000千香港ドル	100.0	電子材料・化学品・合成樹脂製品・機械等の輸出入及び販売
SHANGHAI INABATA TRADING CO.,LTD.	196,300千人民元	100.0	電子材料・合成樹脂・化学品等の輸出入及び販売
TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD.	465,337千台湾ドル	100.0	電子材料・液晶製造装置・化学品・合成樹脂等の輸出入及び販売
INABATA AMERICA CORPORATION	27,500千米ドル	100.0	化学品・電子材料・食品・合成樹脂等の輸出入及び販売
稲畑ファインテック株式会社	422百万円	100.0	化成品・工業薬品・染料・糊剤・合成樹脂・包装関連資材及び食品等の販売

⑽ 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

借　入　先	借　入　金　残　高
株式会社みずほ銀行	21,689百万円
株式会社三井住友銀行	15,167
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	11,758
日本生命保険相互会社	3,000
三井住友信託銀行株式会社	2,907
住友生命保険相互会社	1,000

⑾ **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主に対する利益還元を一層重視し、株主還元をより明確な形で実施していく観点から、配当金額と自己株式取得金額をあわせた株主総還元額を基準とし、総還元性向（*）30～35%程度を目安として、あわせて今後の企業価値向上に向けての中長期的な投資額などを考慮し、総合的な判断により決定することとしております。

（*）総還元性向＝（配当金額＋自己株式取得額）÷連結純利益×100

当期の期末配当金につきましては、１株につき28円とさせていただきます。すでに、2018年12月３日に実施済みの中間配当金１株当たり20円とあわせまして、年間配当金は１株当たり48円となります。

⑿ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

Ⅱ．会社の現況に関する事項

⑴ 株式の状況（2019年3月31日現在）

① 発行可能株式総数　普通株式　200,000,000株

② 発行済株式の総数　普通株式　63,499,227株

③ 株主数　7,506名

④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	13,836千株	22.8%
日本ﾏｽﾀｰﾄﾗｽﾄ信託銀行株式会社（信託口）	2,921	4.8
日本ﾄﾗｽﾃｨ・ｻｰﾋﾞｽ信託銀行株式会社（信託口）	2,802	4.6
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口 再信託受託者　資産管理ｻｰﾋﾞｽ信託銀行株式会社	1,736	2.9
日本ﾄﾗｽﾃｨ・ｻｰﾋﾞｽ信託銀行株式会社（信託口9）	1,397	2.3
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,276	2.1
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,245	2.0
稲畑　勝雄	1,161	1.9
株式会社みずほ銀行	1,114	1.8
丸石化学品株式会社	961	1.6

(注) 1．当社が保有する自己株式数2,710,182株（ただし「株式給付信託（BBT）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式100,000株を除く）につきましては、上記の表及び持株比率の計算より除いております。

2．「みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社」は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権については株式会社みずほ銀行の指図により行使されることになっております。

3．上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	稲畑 勝太郎	
代表取締役 専務執行役員	赤尾 豊弘	情報電子・生活産業セグメント担当、欧米地区担当 稲畑ファインテック株式会社 取締役
代表取締役 専務執行役員	横田 健一	総務広報・情報システム・財務経理・ＩＲ・業務推進・リスク管理担当、 海外管理担当
取締役 常務執行役員	佐藤 友彦	化学品・住環境セグメント担当、人事担当
取締役 常務執行役員	杉山 勝浩	情報電子セグメント担当補佐、北東アジア地区担当 TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD. 取締役
取締役 常務執行役員	安江 範臣	合成樹脂セグメント担当、東南アジア地区担当、合成樹脂第一本部長
取締役	高尾 剛正	住友化学株式会社　顧問 富士石油株式会社　社外取締役
取締役	中村 克己	関西エアポート株式会社　社外取締役 株式会社キトー　社外取締役
取締役	蟹澤 俊行	東京ガス株式会社　社友
常勤監査役	望月 卓	
監査役	高橋 慶孝	
監査役	森本 親治	
監査役	柳原 克哉	弁護士法人第一法律事務所社員弁護士

（注）１．取締役 高尾剛正、中村克己及び蟹澤俊行は、社外取締役であります。
２．監査役 高橋慶孝、森本親治及び柳原克哉は、社外監査役であります。
３．監査役 森本親治は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役 中村克己及び蟹澤俊行並びに監査役 高橋慶孝、森本親治及び柳原克哉を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
５．なお、上記６名以外の当社執行役員は次のとおりであります。

氏　名	担　当
小　田　吉　哉	化学品本部長
大　橋　基　雄	名古屋支店長兼合成樹脂第一本部本部長補佐
幡　本　裕　之	リスク管理室長
花　木　和　宏	北東アジア総支配人
久保井　伸　和	財務経営管理室長
河　合　紳　也	東南アジア総支配人

② 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区　分	人　員	報酬等の額
取　締　役	９名	273百万円
監　査　役	６名	46百万円
合　計	15名	320百万円

（注）１．上記には、2018年６月22日開催の第157回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役２名を含んでおります。
２．上記支払額のうち、社外取締役３名、社外監査役４名の報酬の合計額は46百万円であります。
３．株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額430百万円であります。
（2006年６月29日開催の第145回定時株主総会決議）
また、これとは別枠で取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（BBT）」を導入しており、上記取締役への報酬等の額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額37百万円を含めております。
（2018年６月22日開催の第157回定時株主総会決議）
４．株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額80百万円であります。
（2006年６月29日開催の第145回定時株主総会決議）

③ 社外役員に関する事項

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 高尾剛正は、住友化学株式会社の顧問及び富士石油株式会社の社外取締役であります。当社は住友化学株式会社との間に製品の購入及び商品の販売の取引関係があります。当社と富士石油株式会社との間に特別の関係はありません。

社外取締役 中村克己は、関西エアポート株式会社の社外取締役及び株式会社キトーの社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

社外取締役 蟹澤俊行は、東京ガス株式会社の社友であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

ロ.社外役員の主な活動状況

氏　　名	地　　位	主　な　活　動　状　況
高　尾　剛　正	社　外　取　締　役	当事業年度に開催した取締役会17回中17回（100%）に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
中　村　克　己	社　外　取　締　役	当事業年度に開催した取締役会17回中17回（100%）に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
蟹　澤　俊　行	社　外　取　締　役	当事業年度に開催した取締役会17回中17回（100%）に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
高　橋　慶　孝	社　外　監　査　役	当事業年度に開催した取締役会17回中17回（100%）に、また、当事業年度に開催した監査役会14回中14回（100%）に出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
森　本　親　治	社　外　監　査　役	当事業年度に開催した取締役会17回中17回（100%）に、また、当事業年度に開催した監査役会14回中14回（100%）に出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
柳　原　克　哉	社　外　監　査　役	2018年６月22日就任以降に開催した取締役会14回中14回（100%）に、また、2018年６月22日就任以降に開催した監査役会11回中11回（100%）に出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。

ハ.責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 高尾剛正、中村克己及び蟹澤俊行、社外監査役 高橋慶孝、森本親治及び柳原克哉が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第１項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

⑷ 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人に支払う報酬等の額	77百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	115百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の支払額にはそれらの合計額を記載しております。
2.監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務状況、及び報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、会社法第399条第１項の同意を行いました。
3.当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、財務デューデリジェンス支援業務及びタイにおけるPE TAX申告に必要な報告書の作成について対価を支払っております。
4.当社の重要な子会社のうち、INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.についてはKPMG LLP、INABATA THAI CO., LTD.についてはKPMG PHOOMCHAI AUDIT LTD.、INABATA SANGYO (H.K.) LTD.についてはKPMG HONG KONG、SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.についてはKPMG HUAZHEN、TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD.については資誠聯合會計師事務所、INABATA AMERICA CORPORATIONについてはMAYER HOFFMAN McCANN P.C.の監査を受けております。
5.当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬４百万円を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがない等、解任が相当と認められる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態又はそのおそれが生じた場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合には、株主総会に提出する会計監査人不再任に関する議案の内容を決定します。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

（内部統制システムの体制整備の基本方針）

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの体制整備の基本方針を次のとおり定めております。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ.「社是」「経営理念：Mission」「目指す姿：Vision」「価値観：IK Values」を定める。

ロ.取締役又は執行役員を内部統制に係る責任者として任命し、内部統制委員会を設置する。

ハ.取締役又は執行役員をコンプライアンスに係る責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置する。

ニ.取締役又は執行役員を内部監査に係る責任者として任命し、内部監査室を設置する。

ホ.取締役又は執行役員を個人情報保護に係る責任者として任命し、個人情報保護法を遵守する体制を構築する。

ヘ.内部通報制度を構築し、コンプライアンスに違反する事実の発生における報告を受付け、また内部通報者を保護する体制をつくる。

ト.取締役はコンプライアンスに違反する事実を発見した場合には適時に他の取締役及び監査役に報告する。

チ.監査役はコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善を求める。

リ.就業規則に服務規律及び懲戒に関する事項を定め、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関しては、取締役会において職務執行報告を行い、その内容は取締役会議事録に記録し、適切に保存、管理する。また、職務執行に係るその他の記録については、文書管理規程に基づき適切に保存、管理する。

③　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に関して、個々の損失の危険（財務、法務、環境、品質、与信、災害等のリスク）の領域毎に当該損失の危険に関する事項を統括する部署が、それぞれの危険の管理（体制を含む）に関する規程を策定し、適切に運用する。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ.取締役会を原則として月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

ロ.経営方針及び経営戦略に係る重要事項については取締役会への付議に先立ち取締役、監査役によって構成される経営会議、審査会議等において議論を行う。

ハ.定款に取締役会での決議の省略（書面決議）を定め、効率化を図る。

ニ.決裁基準を定め、権限の委譲をすることによって取締役の職務の執行の効率化を図る。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ.当社の「社是」「経営理念：Mission」「目指す姿：Vision」「価値観：IK Values」について、当社グループのすべての役員及び使用人に周知徹底を図る。

ロ.当社の取締役又は使用人を必要に応じて子会社の役員として派遣する。

ハ.グループ会社管理規程に基づき、子会社に営業成績、財務状況その他の重要な情報を当社へ定期的に報告することを義務付ける。また、子会社に生じる重要な事項について、当社へ事前に申請し、承認を受けることを義務付ける。

ニ.子会社を統括する組織を設置し、その経営を監督し、指導する体制を構築する。

ホ.内部監査規程に基づき、子会社に対し内部監査を実施する。

ヘ.当社の内部通報制度について、子会社の役員及び使用人からも通報を可能とする体制を構築する。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）に関する体制

監査役から監査役補助者の設置要請がある場合には、次の内容を含む社内規程を制定し、取締役から独立した適任者を任命する。

イ.監査役補助者は、監査役の指揮命令系統に服する。

ロ.監査役補助者の採用、異動、人事評価、給与、懲戒については、あらかじめ監査役会（監査役会が特定の監査役を指名した場合は当該監査役）の同意を得る。

ハ.監査役補助者の選出に関しては、監査機能の一翼を担う重要な役割を持つことに鑑み、その経験・知見・行動力を十分に考慮する。

ニ.取締役及び使用人は、監査役補助者の業務遂行を不当に制約しない。

⑦　監査役への報告に関する体制

監査役に対する報告体制を整備するために、次の内容を含む社内規程を制定し、適切に運用する。

イ.当社グループの役員及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。

ロ.当社グループの役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、適時に当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。

ハ.当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理、子会社管理等を所管する部署は、定期的又は必要に応じて、監査役会に対する報告会を実施する。

ニ.当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に報告する。

ホ.当社グループの役員及び使用人が当社監査役への報告を行ったことを理由として、報告者に対して不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ.代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、当社グループにおける内部統制の整備・運用の状況、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題について意見交換を行う。

ロ.監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当社は、内部統制システムの体制整備の基本方針に基づき、次のとおり運用しております。

①　当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社長を委員長とするコンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティ及び個人情報保護について、それぞれ部会を設けるとともに、社外弁護士への通報などを取り入れた企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンスに関わる情報をいち早く認識し、対応できるようにしております。

また、稲畑産業コンプライアンス宣言及びコンプライアンスガイドラインなどを制定して全社的な取組みを図っております。一方、内部統制システムを構築、維持、推進していくために内部統制委員会を設けて内部統制の向上に取り組むとともに、内部監査室によって内部統制の評価や業務監査が行われ、より高いレベルの内部統制が行われ、コーポレート・ガバナンスが徹底されるようにしております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関しては、取締役会において職務執行報告を行い、その内容は取締役会議事録に記録しております。取締役会議事録及び職務執行に係わるその他の記録については、文書管理規程とその細則に基づき、適切に保存、管理しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に関して、コンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティ及び個人情報保護の部会を設け、企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置するとともに、リスク管理室、業務推進室、財務経営管理室、総務広報室が、それぞれの危険の管理に関する規程を策定し、適切に運用しております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役３名を含む９名で構成されており、当事業年度は17回開催しました。当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に常勤の取締役、監査役によって構成される経営会議又は審査会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行っております。

稟議規程、部門決裁に関する規則等の決裁権限に関する規程・規則等を定め権限の委譲などによって取締役の職務の執行の効率化を図っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいては、グループ会社管理規程に基づき、子会社は営業成績、財務状況その他の重要な情報を当社へ定期的に報告しております。また、子会社は重要な事項については、当社に事前に申請し、承認を受けたうえで実施しております。

当社は、取締役、使用人を子会社の役員として派遣も行いながら、財務経営管理室が子会社を監督・指導しております。一方、内部統制を含む内部監査が子会社を含め当社グループ全体として行われております。当社が設置している企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）は子会社にも周知しており、子会社から当社への通報が可能となっております。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）に関する体制

現在、監査役補助者は置いていませんが、監査役の職務の必要に応じ、適宜各部門の人員が支援する体制としています。

⑦　監査役への報告に関する体制

当社は監査役に対する報告に関する規程を制定し、適切に運用しております。

監査役は取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めております。また、取締役会、経営会議、審査会議等の重要会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

当社の企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）の担当部署は、企業倫理ヘルプラインへの連絡・相談の状況について、監査役へ報告しております。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、社外監査役を含む監査役全員と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。

監査役が職務の執行に要した費用を会社に請求した場合、会社が負担しております。

⑹ 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としましては、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社は、グループとして、国内外に子会社54社、関連会社12社を有し、日本、東南アジア、北東アジア、米州及び欧州の５つのリージョンに跨り、情報電子、化学品、生活産業、合成樹脂、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐にわたる事業展開を行っており、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

突然に大規模な買付行為がなされた場合、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。更に、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主全体の利益を著しく損な

うものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

イ.重点施策の取組み

当社は、2021年３月期を最終年度とする４カ年の中期経営計画「New Challenge 2020」を達成し、収益基盤の一層の強化及び継続的な企業価値の向上に努めるため、以下の６つの重点施策に取り組んでおります。

１.海外事業の更なる拡大と深化
２.成長が見込める市場・未開拓分野への注力
３.グローバルな経営情報インフラの高度化
４.商社ビジネス拡大に向けた投資の積極化
５.保有資産の継続的な見直しと財務体質の強化
６.グローバル人財マネジメントの確立

ロ.コーポレート・ガバナンス強化に向けた取組み

当社は、株主の皆様に対する経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体質を構築するために、取締役の任期を１年としております。

これに加え、経営の透明性・公正性を確保し取締役会の監督機能を強化するため、独立性の高い社外取締役を複数選任しており、また、取締役会の実効性と透明性を向上させるため、毎年取締役会評価を実施しております。

ハ.株主還元策について

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けております。株主の皆様への利益還元を一層重視し、株主還元をより明確な形で実施していく観点から、配当金額と自己株式取得金額をあわせた株主総還元額を基準とし、総還元性向（*）30～35%程度を目安として、あわせて今後の企業価値向上に向けての中長期的な投資額などを考慮し、総合的な判断により決定することとしております。

（*）総還元性向＝（配当金額＋自己株式取得額）÷連結純利益×100

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容

当社は、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を定めております。

ロ.本対応方針が基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

1　本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2　本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記①記載のとおり、会社支配に対する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、係る会社支配に対する基本方針の考え方に沿っ

て設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

更に、本対応方針の有効期限は３年間（2019年６月開催予定の当社第158回定時株主総会終了後2019年７月31日までに開催される最初の当社取締役会の終結の時まで）であるところ、その発効・延長は当社株主の皆様の承認を前提としており、当社株主総会において継続が承認されなければ本対応方針は失効し、また、当社株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によって有効期限前に廃止することも可能です。また、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）や、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）ではありません。これらのことは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

３　本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。更に、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、独立委員会の勧告を受けた場合には、当該対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様の意思を確認するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**256,567**
現金及び預金	26,909
受取手形及び売掛金	163,963
商品及び製品	52,842
仕掛品	735
原材料及び貯蔵品	3,906
その他	9,087
貸倒引当金	△877
固定資産	**109,947**
有形固定資産	**13,473**
建物及び構築物	5,317
機械装置及び運搬具	3,327
土地	2,908
建設仮勘定	815
その他	1,104
無形固定資産	**3,223**
投資その他の資産	**93,250**
投資有価証券	86,393
長期貸付金	571
退職給付に係る資産	2,893
繰延税金資産	983
その他	10,077
貸倒引当金	△7,669
資産合計	**366,514**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**164,618**
支払手形及び買掛金	109,778
短期借入金	43,619
未払法人税等	2,271
未払費用	1,168
賞与引当金	1,245
その他	6,536
固定負債	**37,198**
長期借入金	13,658
繰延税金負債	19,936
役員退職慰労引当金	30
役員株式給付引当金	37
債務保証損失引当金	18
退職給付に係る負債	1,794
その他	1,722
負債合計	**201,817**
(純資産の部)	
株主資本	**111,269**
資本金	9,364
資本剰余金	7,752
利益剰余金	97,882
自己株式	△3,729
その他の包括利益累計額	**51,703**
その他有価証券評価差額金	48,827
繰延ヘッジ損益	△93
為替換算調整勘定	3,247
退職給付に係る調整累計額	△277
非支配株主持分	**1,723**
純資産合計	**164,697**
負債純資産合計	**366,514**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		**634,740**
売上原価		**587,482**
売上総利益		**47,257**
販売費及び一般管理費		33,226
営業利益		**14,031**
営業外収益		
受取利息	214	
受取配当金	1,422	
持分法による投資利益	270	
雑収入	965	**2,872**
営業外費用		
支払利息	1,857	
為替差損	332	
雑損失	403	**2,594**
経常利益		**14,309**
特別利益		
投資有価証券売却益	5,119	**5,119**
特別損失		
投資有価証券評価損	344	
減損損失	288	**633**
税金等調整前当期純利益		**18,795**
法人税、住民税及び事業税	5,763	
法人税等調整額	△229	**5,533**
当期純利益		**13,262**
非支配株主に帰属する当期純利益		365
親会社株主に帰属する当期純利益		**12,896**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,364	7,708	87,196	△2,749	101,519
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,445		△2,445
親会社株主に帰属する当期純利益			12,896		12,896
自己株式の取得				△936	△936
自己株式の処分		43		120	164
株式給付信託による自己株式の取得				△164	△164
連結子会社増加による増加額			234		234
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	43	10,686	△980	9,749
当期末残高	9,364	7,752	97,882	△3,729	111,269

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	37,252	20	2,591	19	39,883	1,532	142,936
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,445
親会社株主に帰属する当期純利益							12,896
自己株式の取得							△936
自己株式の処分							164
株式給付信託による自己株式の取得							△164
連結子会社増加による増加額							234
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	11,574	△113	656	△297	11,820	190	12,011
連結会計年度中の変動額合計	11,574	△113	656	△297	11,820	190	21,760
当期末残高	48,827	△93	3,247	△277	51,703	1,723	164,697

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表
(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**129,848**
現金及び預金	10,291
受取手形	22,171
売掛金	75,237
商品	15,732
前渡金	186
前払費用	200
未収入金	2,764
短期貸付金	3,028
その他	421
貸倒引当金	△185
固定資産	**109,816**
有形固定資産	**3,230**
建物	1,542
構築物	11
機械及び装置	84
工具、器具及び備品	489
土地	1,084
建設仮勘定	19
無形固定資産	**2,201**
のれん	7
ソフトウエア	1,815
ソフトウエア仮勘定	369
その他	8
投資その他の資産	**104,384**
投資有価証券	79,037
関係会社株式	18,441
従業員に対する長期貸付金	3
関係会社長期貸付金	3,717
差入保証金	11
破産更生債権等	909
前払年金費用	3,157
その他	239
貸倒引当金	△1,133
資産合計	**239,665**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**85,189**
支払手形	10,703
買掛金	63,424
短期借入金	2,732
1年内返済予定の長期借入金	3,010
未払金	1,650
未払費用	186
未払法人税等	1,417
前受金	1,041
預り金	102
前受収益	14
賞与引当金	904
その他	0
固定負債	**34,910**
長期借入金	12,542
長期未払金	41
繰延税金負債	20,301
長期預り金	1,049
退職給付引当金	486
役員株式給付引当金	37
債務保証損失引当金	301
その他	151
負債合計	**120,099**
(純資産の部)	
株主資本	**72,719**
資本金	**9,364**
資本剰余金	**7,752**
資本準備金	7,708
その他資本剰余金	43
利益剰余金	**59,252**
利益準備金	1,066
その他利益剰余金	58,185
固定資産圧縮積立金	3
別途積立金	47,740
繰越利益剰余金	10,441
自己株式	**△3,649**
評価・換算差額等	**46,845**
その他有価証券評価差額金	**46,933**
繰延ヘッジ損益	**△87**
純資産合計	**119,565**
負債純資産合計	**239,665**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		**305,359**
売上原価		**285,421**
売上総利益		**19,937**
販売費及び一般管理費		14,550
営業利益		**5,387**
営業外収益		
受取利息	146	
受取配当金	3,830	
賃貸収入	326	
為替差益	38	
貸倒引当金戻入益	32	
雑収入	538	**4,912**
営業外費用		
支払利息	323	
賃貸収入原価	292	
貸倒引当金繰入額	66	
投資有価証券評価損	93	
雑損失	127	**904**
経常利益		**9,395**
特別利益		
投資有価証券売却益	5,044	
営業権譲渡益	600	**5,644**
特別損失		
関係会社株式評価損	421	**421**
税引前当期純利益		**14,617**
法人税、住民税及び事業税	3,874	
法人税等調整額	44	**3,918**
当期純利益		**10,699**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	9,364	7,708	－	7,708	1,066	4	46,740	3,195	51,007	△2,669	65,410
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	－		－
剰余金の配当								△2,453	△2,453		△2,453
別途積立金の積立							1,000	△1,000	－		－
当期純利益								10,699	10,699		10,699
自己株式の取得										△936	△936
自己株式の処分			43	43						120	164
株式給付信託による自己株式の取得										△164	△164
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											－
事業年度中の変動額合計	－	－	43	43	－	△0	1,000	7,246	8,245	△980	7,309
当期末残高	9,364	7,708	43	7,752	1,066	3	47,740	10,441	59,252	△3,649	72,719

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33,755	△32	33,723	99,133
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				△2,453
別途積立金の積立				－
当期純利益				10,699
自己株式の取得				△936
自己株式の処分				164
株式給付信託による自己株式の取得				△164
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	13,178	△55	13,122	13,122
事業年度中の変動額合計	13,178	△55	13,122	20,431
当期末残高	46,933	△87	46,845	119,565

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

稲畑産業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本　克己	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安井　康二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉　一史	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、稲畑産業株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、稲畑産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月８日

稲畑産業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本　克己	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安井　康二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉　一史	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、稲畑産業株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第158期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下の通り報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び内部監査室、並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月８日

稲畑産業株式会社　監査役会

常勤監査役　望　月　　卓　㊞

社外監査役　高　橋　慶　孝　㊞

社外監査役　森　本　親　治　㊞

社外監査役　柳　原　克　哉　㊞

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限　2019年6月24日（月曜日）午後5時10分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

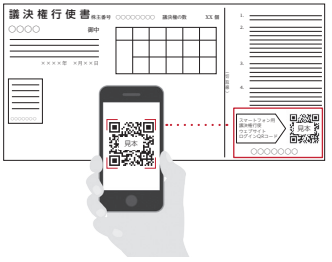

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

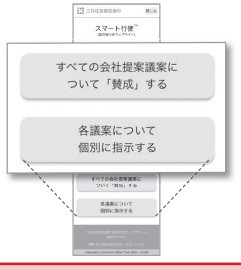

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

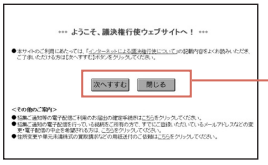

「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

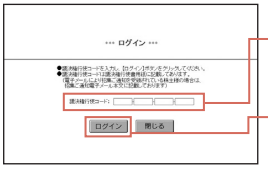

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

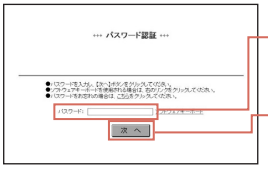

「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

メ　モ

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル９階　当社会議室
電話（06）6267-6051

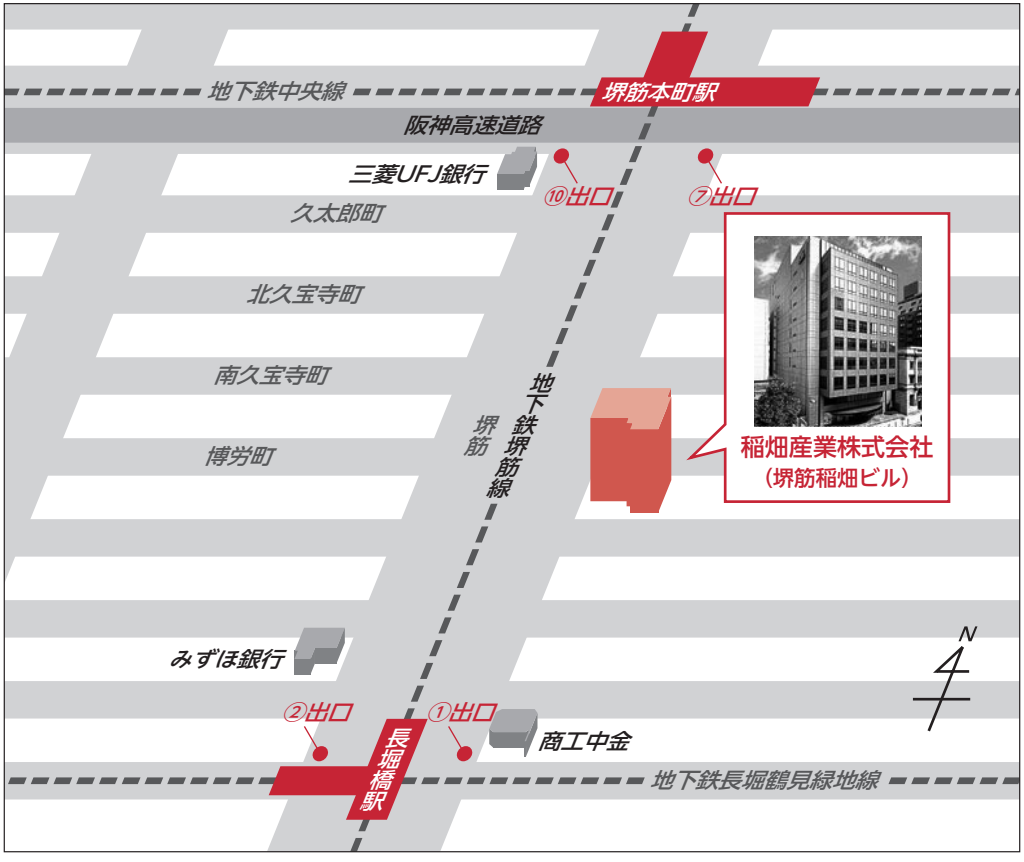

株主総会終了後の株主懇親会は、取り止めとさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

▶交通のご案内

●地下鉄堺筋線・長堀鶴見緑地線　**長堀橋駅**　①・② **出口より徒歩約５分**
●地下鉄中央線・堺筋線　**堺筋本町駅**　⑦・⑩ **出口より徒歩約７分**

※本総会用の駐車場・駐輪場のご用意はございません。公共の交通機関でお越しいただきますようお願い申し上げます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。